

# グリットインテグレ利用規約(お客様控)

## 第1条 [適用範囲]

本規約は、大分県別府市秋葉町7-24を所在地とするグリットインテグレ(以下総称して「施設」といいます。 )でのサービスの利用に関し適用されるものとします。

## 第2条 [運営]

当施設の運営・管理(利用回数券・諸費用の取受、規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は本部であるスタジオインテグレが行います。

## 第3条 [契約の成立]

- 施設はチケットの購入を申し込み、当社が承諾することによりお客様と当社間での契約(以下「本契約」といいます)が成立します。
- 施設を利用する際は、本契約への同意とチケットの費用をお支払いいただくことにより当施設の利用が認められ、利用することができます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- 未成年者が本契約を申し込み場合は、本契約に本人とその親権者が連署の上、本契約が成立するものとします。この場合親権者は、本契約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第16条に定める危険負担と当施設の免責につき同意するものとします。
- お客様は、本規約(第18条により改定されたもの)を含みます。 )、施設が入居する建物内の諸規則を含め全て遵守しなければなりません。

## 第4条 [入会資格]

次の各号のいずれかに該当する者は施設の会員になることはできません。

- 本契約及び施設内の諸規則を遵守できない者
- 本契約に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- 刺青、タトゥーのある者で、施設内においてタトゥーの露出を一歳行わないことに同意できない者
- 過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またはそれらに属するものと関係を有する者
- 医師等により運動を禁じられている者
- 伝染病、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 所属する学校または団体においてフィットネスジムの利用が禁じられている者
- 未成年で施設の利用に関して親権者の同意を得られない者
- 本契約に同意できない者
- その他、本部または施設が会員としてふさわしくないと判断した者

## 第5条 [資格停止及び除名]

施設は、お客様が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、利用の制限(停止・拒否)をすることができます。

- 施設または施設内の物を故意に毀損したとき。
- 本契約、その他当施設が定める規則に違反したとき。
- 施設の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 本契約に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
- その他当施設が、社会通念に照らし、施設利用者としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条 [資格の譲渡禁止]

チケットは、他に譲渡・相統することはできません。

また購入後の返金対応もいたしません。

## 第7条 [支払]

お客様は、施設の定めるチケット等の諸費用を所定の方法で支払わなければなりません。

金額、支払期限、支払方法等は施設が定めるものとします。

チケットの有効期限は購入した月の末日までとなります。

## 第8条 [休業]

施設は、規約内に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第9条 [施設の廃止・利用制限等]

施設は、次の事由により施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で施設の業務遂行に支障があるとき。
- 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第14条 [施設の利用及び事故]

お客様は、自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して、施設を利用するものとします。

施設は、お客様が施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。利用者同士の施設内外でのトラブルについても同様とします。

お客様は、施設において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第15条 [変更事項]

お客様は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 第16条 [諸費用の改定]

施設は、本契約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、施設は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び施設ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第17条 [細則]

本契約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は施設が定めるものとします。

## 第18条 [改定]

本契約の改定及び変更は施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、施設が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び施設ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第19条 [附則]

本規約は2022年3月26日より施行します。

### 【プライバシーポリシー】

個人情報とは、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等により、特定のお客様を識別することができる情報をいいます。

#### 【個人情報の収集】

当施設は、サービスを提供するために、必要な範囲内で、適法かつ適正な方法によりお客様の個人情報を収集致します。

#### 【個人情報の利用】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、お客様の同意なしに各収集目的以外での利用は致しません。

#### 【個人情報の管理】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適正な管理に努めます。

#### 【個人情報の開示】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供、開示致しません。ただし、あらかじめ施設との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、および関係会社に必要な範囲内において開示する場合、法令に基づき施設が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。また、お客様からお預かりした個人情報の確認をご本人が希望される場合は、合理的な範囲で対応致します。

#### 【個人情報の削除・変更】

施設は、お客様からお預かりした個人情報に対して、ご本人より情報の変更、削除のお申し出があった場合は、お客様の意思を尊重し、必要な本人確認を行い合理的な範囲で必要な対応を致します。

## ■施設のご案内

営業時間 10:00 ~ 22:00

完全予約制

## ■予約の変更・キャンセルについて

ご予約日の前日までお受付いたします。

当日の変更・キャンセルはチケット1回分を消費いたします。

年 月 日

ご署名